

## 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 作業班における検討状況について

〔※検討を進めるため、一定の仮定の下に検討を行っているものであり、  
結論を得ているものではない。〕

### 1. 作業班における検討の枠組みについて

作業班において「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書（以下、本文中では「報告書」という）」に掲げられた論点について検討を行うに当たり、

- ① カードをどのように発行・交付するか
- ② 発行・交付されたカードをどのように利用するか

という2つの事項のうち、まずは①について重点的に議論を行ったところであり、この検討状況をご報告する。

### 2. カード発行・交付の前提として検討を行った事項について

#### (1) カードの発行主体について

現在の年金手帳、健康保険証、介護保険証は年金・医療・介護の各制度の保険者から発行されているが、これらの保険者は、制度により、国、市町村、健康保険組合等と異なっている。

そのため、年金手帳、健康保険証、介護保険証といった各制度にまたがる機能を持つ社会保障カード（仮称）の運営責任を有する発行主体については、年金制度の調整に関すること、医療保険制度の調整に関すること、介護保険事業に関することを行うとされている厚生労働省の長である厚生労働大臣とし、これに各制度の保険者が健康保険証等の発行を委任すると仮定して検討を行った。

#### (2) カードの交付主体（交付事務取扱者）について

カードの交付事務を取り扱う主体については、報告書において「厳格な本人確認を行う必要性」「カード受け取り時・紛失時等における利用者の利便性」「費用対効果」等を踏まえる必要があるとし、「市町村」「医療保険者」「年金保険者たる国」の3つの選択肢が示されているところである。

これらの選択肢については現在詳細な検討を行っているところであるが、

- ① 住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること
- ② 国民からみてもっとも身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと

等を踏まえ、市町村を交付主体として仮定して検討を行った。（参考：資料2）

### (3) 加入者を特定するための鍵となる情報について

加入者を特定するための鍵となる情報（以下「鍵となる情報」という。）については、報告書において、「案1：各制度共通の統一的な番号」「案2：カードの識別子」「案3：各制度の現在の被保険者番号」「案3-2：各制度内で不変的な番号を創設」「案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）」の5案が示されているところである。

これらの選択肢については現在詳細な検討を行っているところであるが、これまでのところ、「案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）」については、同姓同名同住所の例、外字の用い方による不突合等が起こる可能性があること、「案3：各制度の現在の被保険者番号」については、保険者が変わる都度、カードの書き換えの必要が生じること、「案3-2：各制度内で不変的な番号を創設」については、全ての医療保険者や介護保険者のシステム改修が必要となること、

を踏まえ、さしあたり案1、案2をベースとする検討を行うこととした。

（参考：資料3）

また、案1・案2については、番号又は識別子がカードの更新により自動的に変わるかどうかは基本的な違いであり、社会的な受容性などの点で違いがあるものの、実際に利用する際の機能に大きな差はないと考えられることから、発行・交付プロセスの検討においては、さしあたりこの2案を一体のものとして検討を行った。

### (4) 公的個人認証サービスの活用を想定した検討について

社会保障カード（仮称）を用いて年金情報等の閲覧を行う「閲覧機能」について、報告書においては、公的個人認証サービスを活用することを検討する旨が記載されているが、作業班においては、「電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等のIT化に関する検討会」における検討も踏まえ、上記4案に加え、現在の公的個人認証基盤が有する署名検証の用途に、オンライン認証の用途を持たせた上で、閲覧のみならず資格確認のためにも用いることについても検討を行った。

この方法は、上記5案のような本人を特定する情報そのものではなく、その情報から生成した鍵ペアを利用する、いわば電子的な鍵を用いるものであり、セキュリティを確保しやすいというメリットを有するものと考えられる。

作業班においては、費用対効果を高める観点から、4情報をもとに電子証明書を作成している公的個人認証の発行の仕組みを活用することをベースとして検討を行った。

(参考) 総務省「公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会」  
第7回資料2「オンライン認証の実現イメージ」より

	電子署名	オンライン認証
位置づけ ・性格	電子署名が付された文書に、本人がその意思をもって作成した文書として、署名・押印のある文書と同一の法的効力を付するもの。併せて、電子署名の有効性を保証するための厳格な本人確認機能を提供。	特定の人・法人等について、その本人等であって、なりすましでないことを、保証する機能を提供。
主な用途	署名・押印が要求される電子文書(申請書類・届出書類など)のやりとりを伴うオンライン・オフライン手続	機器やシステム、サービスを利用するためのアクセス許可(基本的に、電子文書のやりとりを伴わない)を要求するオンライン手続
効果・ ねらい	以下の脅威から手続を保護する ・電子文書の作成者のなりすまし ・電子文書の改ざん ・電子文書の作成者の否認	以下の脅威から手続を保護する ・機器やシステム、サービスの利用者のなりすまし
法律上 の定義	電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)上で定義が明確化されている。 (公的個人認証法では電子署名法上の定義を引用)	オンライン認証(なりすましの防止)のみを取りあげて電子署名と区分した規定は、現行法上ではなされていない。

※選択肢を絞り込むために、今回、仮に市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証用途を持たせた上で活用すること等、以上の(1)～(4)を仮定した上でカード発行・交付プロセスの検討を行ったが、  
①市町村においてカード交付事務を行うこと  
②公的個人認証サービスにオンライン認証用途を持たせること  
等、すべての仮定について、地方自治体、関係省庁の了解は得られていない。

### 3. カード発行・交付の位置づけについて

社会保障カード（仮称）については、年金手帳・健康保険証・介護保険証の3つの役割を果たすとされているが、この社会保障カード（仮称）の発行・交付について、発行・交付時点から3つの役割を果たすためには、カードに収録された鍵となる情報と3制度における被保険者番号等とが関係付けられる必要がある。

切替フロー（すでに発行されている保険証等を切り換えていく過程）においては、カード交付時に鍵となる情報と3制度における番号とが関係づけられていることも可能であるが、出生時フロー（出生時等、3制度のいずれかに初めて加入する者にカードを交付する状態）においては、被保険者となる年齢が3制度で異なることを考えると、ICカードを何らかの形で配布した上で、各制度の対象となる段階でそれぞれの機能を追加していくという形式になると考えられる。

具体的には、

- ①まずは健康保険証として利用できるICカードを発行し、その後、年金手帳、介護保険証として利用できるようにする（健康保険証として利用できるカードを発行する案）
- ②まずは鍵となる情報を収録したICカードを発行（又は既存のICカードを利用）し、その後、健康保険証、年金手帳、介護保険証として利用できるようにする（先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案）

の2案が考えられる（それぞれにつき、一定年齢以下の者は扶養者や世帯主のカードでサービスを利用することとする案も考えられる）。

出生時にまず年金手帳としてICカードを発行し、その後、健康保険証、介護保険証としての機能を付加していくことも考えられるが、年金手帳を交付するために、国民年金の被保険者を20歳未満に拡大することが必要となり、その際、「20歳未満の被保険者が障害年金の受給要件を満たした場合に障害年金を支給するのか」「20歳未満の被保険者に新たに保険料の負担を求めるのか」といった課題があることから、さしあたり、①及び②についてさらに検討を行うこととした。

(参考：報告書より抜粋)

## 6 カードの要件・機能等

### (3) 加入者を特定するための鍵となる情報について

社会保障カード（仮称）については、年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証の役割を果たすことを目指しているが、年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証を1枚のカードにし、確実に1人に1枚交付するためには、現在、年金、医療、介護の各制度における各保険者で管理している加入者の資格情報を、同一人物であることが特定できるよう、何らかの方法で関連付ける必要がある。その上で、加入者を特定するための鍵となる情報をカードに収録し、その情報を利用して各加入者の資格情報にアクセスできるようにする必要がある。

このとき、加入者の資格情報を関連付け、鍵となる情報としてカードに収録する情報について、技術的には、以下の選択肢が考えられる。

#### 案1 各制度共通の統一的な番号を利用

- ・利用者は自らの番号を認識し、その番号により資格確認やサービスの利用が出来るようにすることが基本。
- ・番号については、希望により変更を可能とすることも考えられる。

#### 案2 カードの識別子を利用

- ・個人に番号を付与するのではなく、カードの識別子（カードを識別する記号等）によって、利用者を特定する。
- ・カードが変わるたびにカードの識別子も変わる。
- ・利用者は、通常、資格確認やサービスの利用に当たって、カードの識別子を意識する必要がない。
- ・カードの識別子は利用者に知らせることも知らせないことも可能。

#### 案3 各制度の現在の被保険者番号を利用

- ・現在の各制度の被保険者番号等を直接関連付けた上で、各制度の番号を全てカードに収録する。

#### 案3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用

- ・基礎年金番号に加え、医療保険と介護保険においても住所変更等で変化しない番号を設定し、それらを直接関連付けた上で、各制度の番号を全てカードに収録する。

#### 案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

- ・基本4情報をカードに収録する。

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 作業班開催結果

【第1回】

日時：平成20年3月6日（木） 15時～17時

【第2回】

日時：平成20年3月12日（水） 16時～18時

【第3回】

日時：平成20年3月19日（水） 13時～15時

【第4回】

日時：平成20年3月25日（火） 15時～17時

【第5回】

日時：平成20年4月3日（木） 16時～18時

【第6回】

日時：平成20年4月10日（木） 15時～17時

〔作業班構成員〕（敬称略）

御魚谷 武

保健・医療・福祉情報セキュアネットワーク基盤普及  
促進コンソーシアム（HEASNET）事務局次長

小松 文子

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）情報セキュリ  
ティ分析ラボラトリー準備室長

橋詰 明英

保健医療福祉情報システム工業会（JAHSIS）医療  
ソフトウェア安全性検討プロジェクト委員長

本間 祐次

東京工業大学統合研究院ソリューション研究機構イノベ  
ーションシステム研究センター特任教授

谷内田 益義

保健医療福祉情報システム工業会（JAHSIS）  
ICカードシステム専門委員会専門委員長

山本 隆一

東京大学大学院情報学環准教授

	案1：市町村	案2：医療保険者	案3：年金保険者としての国
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に住基カードや公的個人認証サービス発行の仕組み・基盤を有している。</li> <li>○転入届、婚姻届、出生届等市町村への届出機会が多く、また、医療保険者、年金保険者と比べて窓口の数が多いため、利用者にとっては一般的に利便性が高い。</li> <li>○市町村窓口での対面による本人確認が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者の場合、カードを事業主経由で交付することとすれば、別の窓口に出向く必要がなく、便利。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者と比べて、統一的な運用が容易と考えられる。統一的なセキュリティ環境を構築できる可能性が高い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者にとっては、別途、市町村窓口に出向かねばならないため、必ずしも便利ではない。</li> <li>○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手続漏れにより医療保険に二重加入している場合があるため、カードを二重交付するおそれがある。とりわけ、被用者保険では、被扶養者の厳格な本人確認ができないため、被扶養者にカードを二重交付するおそれがある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> <li>○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者に比べて窓口の数が少ないため、利便性が悪い。</li> <li>○年金保険の被保険者や受給者でない者については、郵送もしくは新たに事業主や市町村に交付の委託を行う必要がある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> </ul>

# 加入者を特定するための鍵となる情報の選択肢の比較について（作業班検討メモ）

資料 3

	案 1：制度共通の 統一的な番号	案 2：カードの識別子	案 3：各制度の現在の 被保険者番号	案 3-2：各制度内で 不変的な番号	案 4：基本 4 情報
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住所・氏名の変更、保険者の異動があった場合でも、個人を特定しやすく、また、ICチップの情報を書き換える必要がない。</li> <li>○番号を本人も識別できる形とした場合、オフライン時でもこの番号で資格確認等を行うことができるようにすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住所・氏名の変更、保険者の異動があった場合でも、個人を特定しやすく、また、ICチップの情報を書き換える必要がない。</li> <li>○個人ではなくカードに付いているものなので、案 1 に比べると個人情報に関する懸念は小さいのではないかな。</li> <li>○識別子を本人も識別できる形とした場合、オフライン時でもこの識別子で資格確認等を行うことができるようにすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行制度を変更するものではないので、いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念は、案 1 と比べると小さいのではないかな。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年金、医療、介護の各の制度内だけで使われる番号なので、案 1 と比べると社会的受容性は高いのではないかな。</li> <li>○医療保険、介護保険においては、保険者を変わっても、この番号で個人を特定することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「番号」を用いないことから、いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念は、案 1 と比べると小さいのではないかな。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念が生じうる。</li> <li>○新たな番号付番・管理の仕組みを構築する必要がある。</li> <li>○個人情報保護の観点からは、番号の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カードが変わる度に識別子も変わるので、資格情報を関連付けする機会が案 1 よりも多い。</li> <li>○カードの識別子の管理を統一的行う仕組みが必要。</li> <li>○個人情報保護の観点からは、識別子の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者番号が変わる度に、カードの IC チップ内情報の書き換えなどが必要。</li> <li>○将来、サービス追加時に新たな番号等をカードの IC チップに書き込む必要が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての医療保険者や介護保険者のシステム改修が必要となる。</li> <li>○将来、サービス追加時に新たな番号等をカードの IC チップに書き込む必要が生じる。</li> <li>○新たな番号については、個人情報保護の観点からは、番号の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4 情報が一致する他人が存在する可能性がある。</li> <li>○外字の扱いが異なるシステム間で、同一人物でも一致しない場合がある。</li> <li>○住所異動、氏名変更の度に、カードの IC チップの書き換えや資格情報の関係付けが必要。</li> </ul>



## 検討資料1:カードの発行・交付方法の概念図(案)

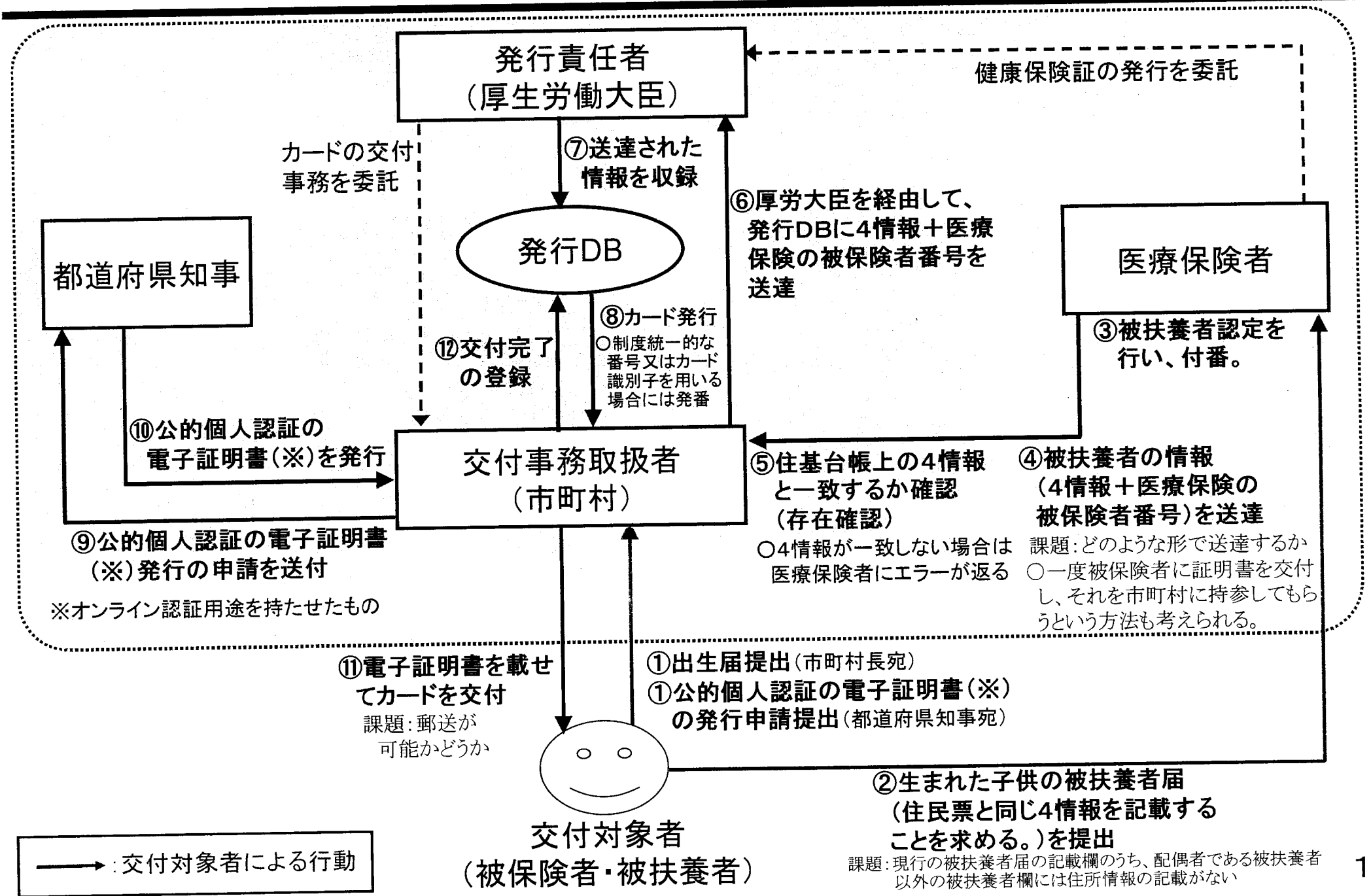
### (出生時フローについて)

- 仮に**市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 出生後初めてカードを交付する場合（出生時フロー）として、「健康保険証として利用できるカードを発行する案（P. 1・2）」と「先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案（P. 3・4）」について検討を行った。
- それぞれにつき、利用者の利便性向上の観点等から、医療保険の被扶養者届を市町村で受け付ける案（P. 2・P. 4）について検討を行った。
- 両案の共通事項として、20歳到達時等の年金手帳としての機能の付加方法（P. 5・6）について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

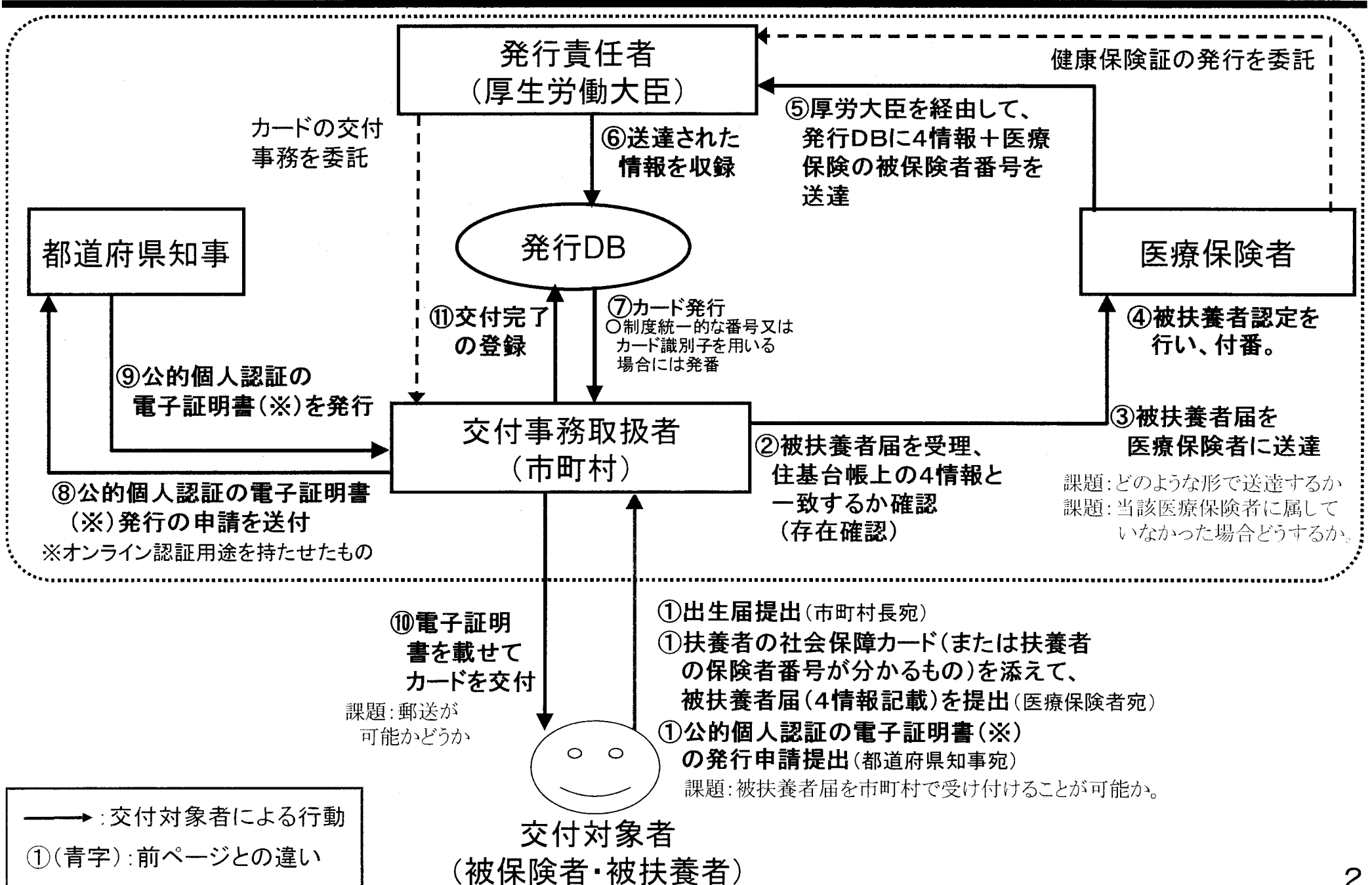
# ①: 健康保険証として利用できるカードを発行する案 (出生時フロー)

- P1 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合
- P2 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <医療保険者に被扶養者届を提出する場合>



①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <市町村に被扶養者届等を提出する場合>



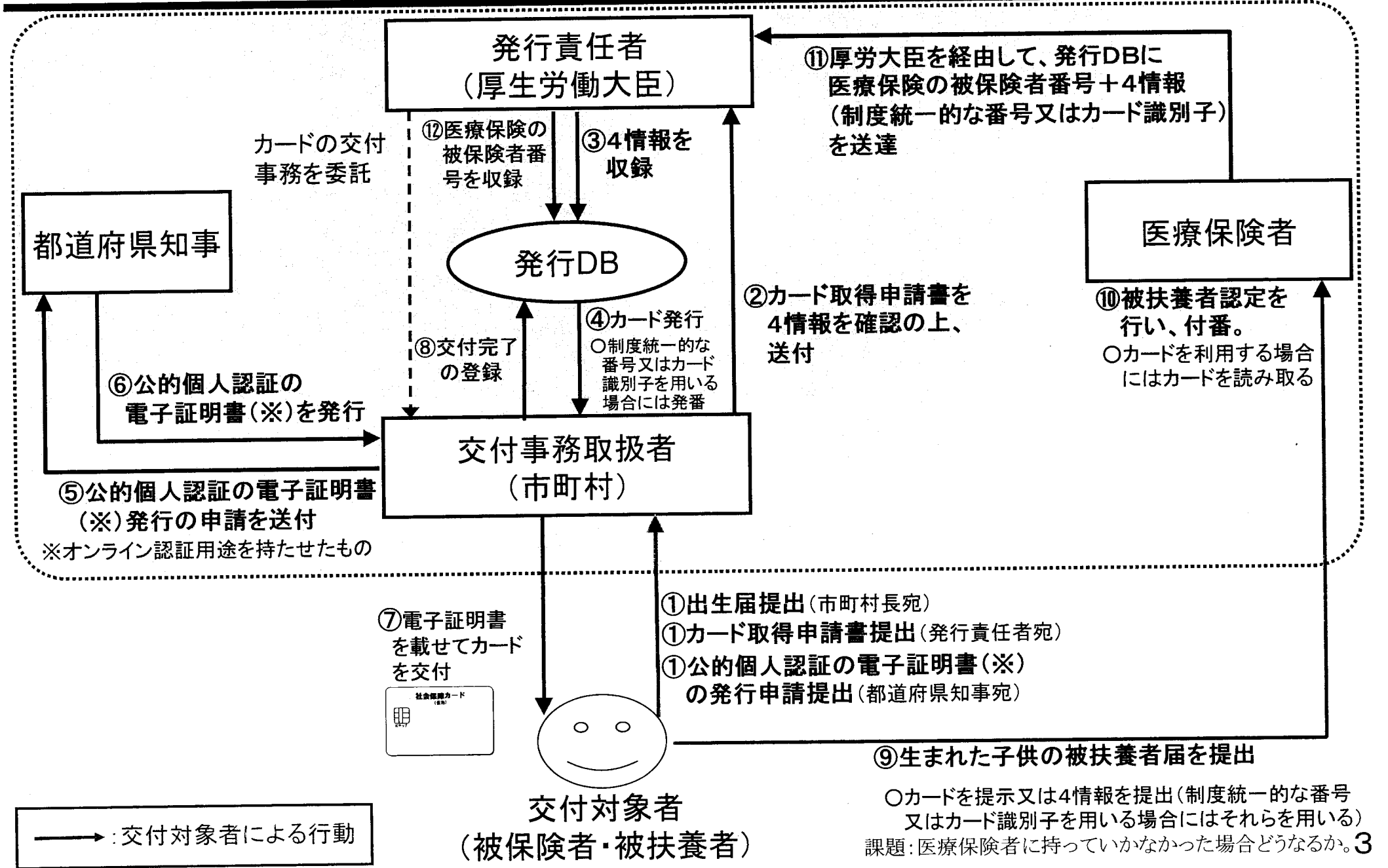
②: 先にカードを発行して、後から健康保険証として利用できるようにする案(出生時フロー)

P3 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合

P4 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

## ②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

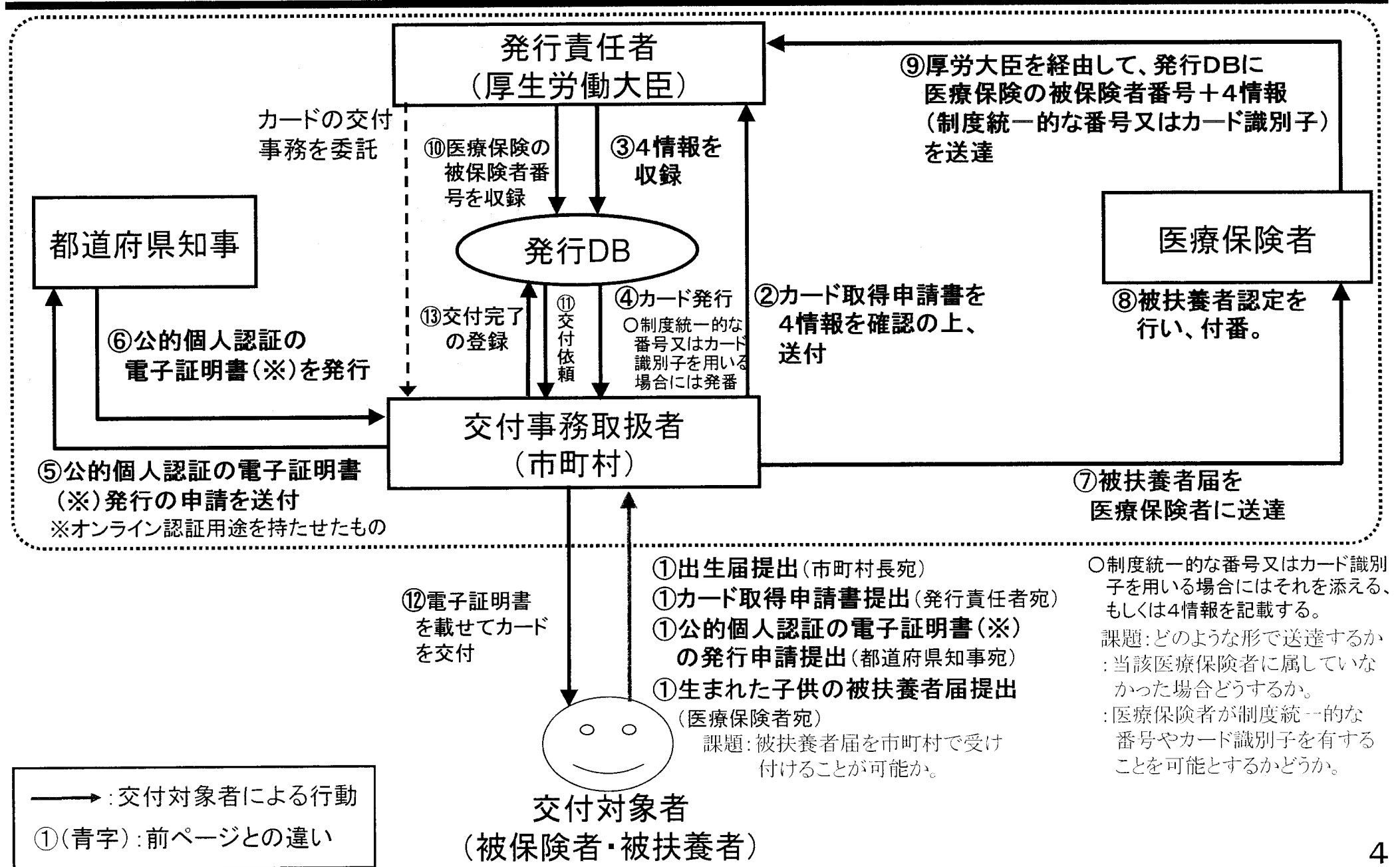
<医療保険者に被扶養者届を提出する場合>



課題: 医療保険者に持っていかなかった場合どうなるか。3

## ②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

＜市町村に被扶養者届等を提出する場合＞



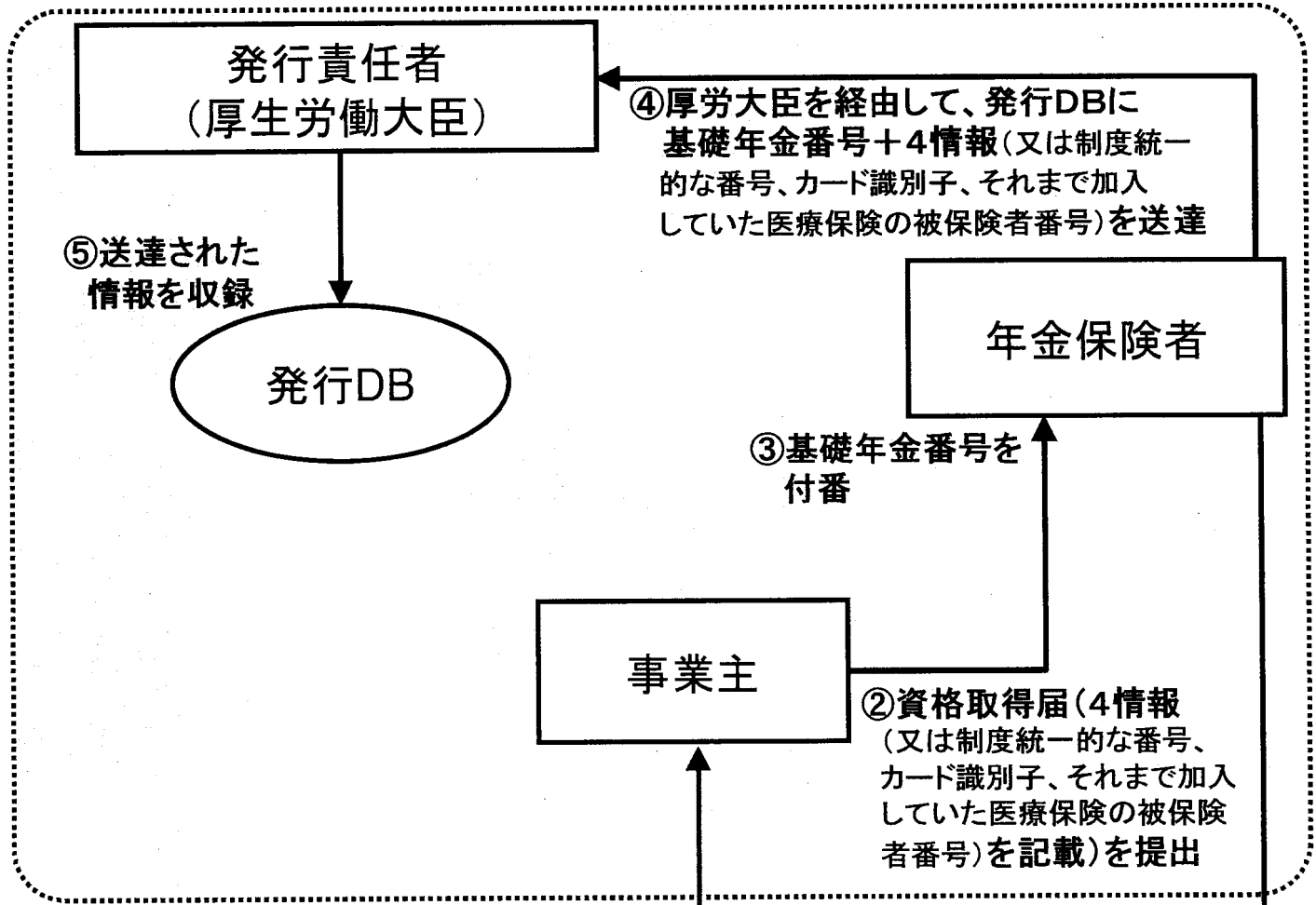
# 年金手帳としての機能の追加方法 (両案共通・出生時)

P5 20歳未満で就職して年金に加入する場合

P6 未就職で20歳に到達して年金に加入する場合



# 年金手帳としての機能の追加方法（20歳未満で就職した場合）



課題:カードの読み取り環境を整えることができるか  
 課題:それまで加入していた医療保険の被保険者番号を年金保険者を経由させることは可能か。

## 申請方法

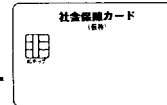
- 案1:カードを提示
- 案2:4情報を記載
- 案3:4情報+それまで加入していた医療保険の被保険者番号を記載
- 案4:制度統一的な番号又はカード識別子を用いる場合にそれらを提出

## ①資格取得の申請



対象者

(被保険者・被扶養者)



③'基礎年金番号を通知

→ : 交付対象者による行動

# 年金手帳としての機能の追加方法（未就職で20歳に到達した場合）

